

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

【訓練促進資金】

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指す福島県内のひとり親の方に対し、自立を促進するための資金貸付を行います。

福島県社会福祉協議会が申請書類を審査し、貸付を決定します。

【住宅支援資金】

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組む福島県内のひとり親家庭の方に対し、自立の促進をするために住宅支援の資金貸付を行います。

福島県社会福祉協議会が申請書類を審査し、貸付を決定します。

1 貸付対象者

福島県内に住民登録をしている方で、次の要件を満たす方。

(1) 入学準備金

令和6年4月以降に養成機関に入学し、新規に高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方。

同種の修学のための資金を他から借り受けていない方。

(福島県保健師等修学資金の場合、入学金実費のみ併用可能となります。)

(2) 就職準備金

高等職業訓練促進給付金の支給を受け、養成機関の課程を修了し、資格を取得した方。

(3) 住宅支援資金

原則として、児童扶養手当受給者で、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方。

2 貸付金額

(1) 入学準備金 500,000 円以内

(2) 就職準備金 200,000 円以内

(3) 住宅支援資金 家賃の実費 (上限 4 万円、原則 12 か月の範囲内)

3 貸付利子

【訓練促進資金】

保証人を立てる場合は無利子。保証人を立てない場合は返還債務の履行猶予期間中は無利子、履行猶予期間経過後は年1%。(ただし、期限までに返還されない場合の延滞利子は年3%)

【住宅支援資金】

保証人の有無に関わらず、貸付利子は無利子。(ただし、期限までに返還されない場合の延滞利子は年3%)

4 返還免除要件 (次の要件で貸付金額が全額返還免除となります)

【訓練促進資金】

養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、かつ、県内で、取得した資格が必要な業務に5年間継続勤務した場合。

【住宅支援資金】

貸付を受けた日から 1 年以内に就職又はプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1 年間引き続き就業を継続した場合。

5 申請書類の入手方法

申請書類は、下記ホームページよりダウンロードするほか、下記問い合わせ先へご連絡ください。

6 申請方法

入学準備金と住宅支援資金の申請書類は、市に居住する方は当該市の高等職業訓練促進給付金担当課へ、町村に居住する方は福島県児童家庭課へ提出してください。

また、就職準備金の申請書類は、直接、福島県社会福祉協議会に提出してください。

【問い合わせ先】

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 施設支援課

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111番地

電話:024-573-8200 FAX:024-521-5663

〈E-mail ｱﾄﾞﾚｽ〉 jidou@fukushimakenshakyo.or.jp

〈HP ｱﾄﾞﾚｽ〉 <https://www.fukushimakenshakyo.or.jp/>



令和6年4月